

いじめ防止等対策の取り組みについて

高知工業高等専門学校

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	4月の教員会で「いじめ防止基本計画」と「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」について周知している。また、8月の教職員対象の研修会等で意識啓発を行っている。		
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	学校いじめ対策委員会を開催し、日々の事案や学生アンケート調査結果に基づく事案について情報共有し、継続的に確認・対応している。		
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	機構本部動画を活用した全教職員を対象としたいじめ防止研修会を8月に実施した。		
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学校いじめ対策委員会規則を制定し、4月の運営会議で職務内容を周知している。		
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年間活動計画を策定し、6月の運営会議において周知している。		
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学生主事室と学生相談室が連携して、保健室や学級担任等からの情報を整理して、学校いじめ対策委員会に報告している。		
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	リスク管理マニュアル「いじめ」項目として、全教職員が利用できるサイボウズに掲載し周知している。また、「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」による組織的な対応を定めている。		
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学校いじめ対策委員会に関係教職員が出席するとともにTeamsを利用し、随時情報共有できている。		
9	令和6年度取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	年度末の学校いじめ対策委員会において、活動について自己評価を行い適宜改善して、次年度の計画に反映させている。		
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを定期的又は必要性がある場合等は随時実施し、アンケート結果を学校いじめ対策委員会に報告している。		
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	学校いじめ対策委員会の構成員としており、スクールカウンセラーからの情報を関係教職員間で共有できている。		
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	スクールロイヤーを講師として本科生対象にいじめに関する研修を行っている。		
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	スクールロイヤーを講師として本科生対象にいじめに関する研修を行っている。		
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	10月～11月に実施された校内いじめ防止キャンペーンにおいて、学生(漫画部)がいじめ防止啓発ポスターを作成する取り組みを行っている。		
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	保護者懇談会等の開催時に、取組・体制等について周知している。		
16	いじめが認知された場合には、速やかまいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学校いじめ委員会では、被害学生の支援、加害学生に対する指導等の体制・対応方針を決定し、保護者との連携といった対応を組織的に実施することとしている。		
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	2月の外部の有識者が出席する参与会において、いじめ防止の取組状況について、説明報告が実施できなかった。	外部有識者への説明・報告を参与へ事前に送付し、意見を聞き、今後の取組に反映する。	R8.2
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	学生主事室が主となって連携体制ができている。		